

氏名 [名][姓]
会社名
住所1行目 [町名・番地]
住所2行目
市町村名
国名/州・郡名
郵便番号

弊社参照番号：
お客様参照番号：

年月日 [日][月][年]

拝啓

Britannia Steam Ship Insurance Association Limited（「ブリタニヤ」）の保険および再保険事業全体のBritannia Steam Ship Insurance Association Europe m.a.（「ブリタニヤヨーロッパ」）への譲渡提案に関するお知らせ

国際P&Iグループ（「国際グループ」）のメンバークラブである弊社は、英国2000年金融サービス市場法第7編に基づく保険事業譲渡計画（「本事業譲渡計画」）に従い、国際グループ・プーリング契約（「本件プーリング契約」）および他の出再保険契約に基づくブリタニヤのすべての権利および債務を含め、ブリタニヤの保険および再保険事業全体をブリタニヤヨーロッパに譲渡する提案に関する重要な詳細をお知らせいたします。本事業譲渡計画には、イングランド・ウェールズ高等法院（「裁判所」）による承認を義務付けられます。ブリタニヤは、健全性監督機構（「PRA」）および金融行為規制機構（「FCA」）と緊密に協議しながら作業を進めており、両機構は提案中の事業譲渡について評価中で、それぞれが裁判所に報告書を提出することになります。このプロセスでは、提案中の事業譲渡により生じる可能性の高い影響について意見を述べる独立専門家の任命も義務付けられています。本事業譲渡計画に関する独立専門家として、Grant Thornton UK LLPのSimon Sheaf（サイモン・シーフ）氏（「独立専門家」）が任命され、PRAはFCAとの協議により同氏の任命を承認しました。シーフ氏の最優先責務は裁判所に対するものであり、ブリタニヤまたはブリタニヤヨーロッパに対するものではありません。同氏は、独自の考察および見解の報告書（「本譲渡計画報告書」）を作成しており、それを裁判所が検討することになります。

本事業譲渡計画の背景

提案中の事業譲渡は、2020年1月31日に実施された英国の欧州連合離脱に対応するブリタニヤの計画の一部を構成するものです。その目的は、2020年12月31日に移行期間が終了した後も確実に、

EEA域内で既存の（再）保険契約のサービシングの続行と新たな保険業務の引受を可能にするるとともに、単独の保険会社という組織構造に立ち戻るためでもあり、これによって2社分の事業費、コンプライアンスコスト、事務管理費を節約し、より効率的なソルベンシー資本要件の管理が可能になります。

本事業譲渡計画

ブリタニヤでは、本事業譲渡計画の一環として、本件プーリング契約に基づく弊社の権利および債務をHydraのセルによる権利および債務と併せて、ブリタニヤヨーロッパに譲渡することを提案しています。ブリタニヤヨーロッパは、ルクセンブルクで登記された相互保険組合で、ルクセンブルク保険業監督局（「CAA」）の規制を受けています。現在ブリタニヤヨーロッパは、本件プーリング契約に基づく提携保険組合であり、ブリタニヤの被結合保険組合です。

提案中の事業譲渡は、必要な法律上および規制上の承認を前提とするものです。裁判所は、すべての状況において適切であると見なした場合に限って、提案中の事業譲渡を承認することになります。承認を受けた場合、これは当初2021年2月20日に実施される予定ですが、ブリタニヤが日本、香港およびシンガポールの支店を通して運営管理する事業については、その法域に対応するブリタニヤヨーロッパの支店が必要なすべての認可および承認を取得してから初めて完了することになります。

提案中の事業譲渡は、国際グループもしくはそのメンバーの本件プーリング契約に基づく、もしくはHydraに関連する権利および債務、またはそれらの権利および債務の事務管理方法には一切影響を与えません。本件プーリング契約の唯一の変更点は、ブリタニヤに代わる「主たるパートナー保険組合」になることです。本事業譲渡の開始から完了までの間、本件プーリング契約に基づく権利および債務は、ブリタニヤとブリタニヤヨーロッパの間で分割される可能性があります。本件プーリング契約は総計形式により、引き続きブリタニヤおよびブリタニヤヨーロッパに適用されるため、国際グループメンバーが本事業譲渡の完了を待つ間、状況は好転も悪化もしません。

提案中の事業譲渡の完了を待つ間、ブリタニヤおよびブリタニヤヨーロッパはいずれも、本件プーリング契約の目的上、引き続き国際グループメンバーとして存続しますが、2021年2月20日発効により、ブリタニヤヨーロッパがブリタニヤに代わって「主たる保険組合」となります。日本、香港およびシンガポールの全ブリタニヤ支店事業をブリタニヤヨーロッパに譲渡後、直ちにブリタニヤは国際グループを脱退し、メンバーではなくなります。

本事業譲渡計画の完了後、本件プーリング契約に関する請求または訴訟手続きがあればすべて、ブリタニヤヨーロッパにより／対して継続されるものとします。ブリタニヤの全資産および再保険は、ブリタニヤヨーロッパが譲受した請求および債務の充足に利用可能となります。

さらにブリタニヤヨーロッパは、ルクセンブルクCAA（保険業監督局）の認可および規制を受けていますが、ルクセンブルクは欧州連合加盟国であるため、欧州保険年金監督局が整合してソルベンシーII規制を実施する規制体制にも従っています。したがって、ブリタニヤおよびブリタニヤヨーロッパは、同等の規制体制の対象です。

ご質問や反論について

独立専門家による第一の結論は、「本譲渡計画報告書」で説明される通り、本事業譲渡計画による重大な悪影響を受ける保険契約者その他の者は一切存在せず、それを実行すべきでない理由はないというものです。

提案中の事業譲渡により、悪影響を受けると考えるすべての方は、2021年1月29日に予定する裁判所聴取会にご参加いただき、ご本人または代弁者の法廷弁護士もしくは事務弁護士により、異議を表明する権利があります。この聴取会は、Rolls Building, 7 Rolls Buildings, Fetter Lane, London EC4A 1NL（所在地）内の裁判所で行われる予定です。ご本人または代理人が、裁判所聴取会に出席を予定される場合、聴取会の日付または会場などに変更があればお知らせできるよう、聴取会の前に可能な限り早急に、できれば聴取会の10営業日前までにお知らせいただくようお願いいたします。

本事業譲渡計画に反対の方、または本事業譲渡計画による悪影響を受ける可能性があるとお考えの方で、聴取会には出席を希望されない場合、以下に記載する住所宛の書面による通知または以下に記載する専用番号へのお電話で、いずれも可能な限り早急に、できれば2021年1月22日までに、ブリタニヤおよびブリタニヤヨーロッパにお知らせいただくことにより、本事業譲渡計画に関する異議を表明することができます。すべての異議は、聴取会の席上、裁判所に提出いたしません。

詳細情報

提案中の事業譲渡についてさらに詳しくは、<https://britaniapandi.com/part-vii-transfer/> をご覧ください。または、+44 (0)20 7407 3588 へのお電話もしくは BritanniaPartVII@tindallriley.com 宛の Eメールで、ブリタニヤチームまでご連絡いただくこともできます。

本事業譲渡計画の写し、本譲渡計画報告書、本事業譲渡計画の条件概要および本譲渡計画報告書の要旨は、<https://britaniapandi.com/part-vii-transfer/> でご覧ください。または、Tindall Riley (Britannia) Limited, Regis House, 45 King William Street, London EC4R 9AN（郵便宛先）の Phillippa Smith（フィリパ・スミス）への書面で、もしくは BritanniaPartVII@tindallriley.com 宛の Eメールでご請求いただければ、これらの文書の写しを無償で提供いたします。

本事業譲渡計画に異議のない場合、この書面にお返事いただく必要はありません。本事業譲渡計画に対する異議の表明をご希望の方は、Tindall Riley (Britannia) Limited, Regis House, 45 King William Street, London EC4R 9AN（郵便宛先）への書面で Phillippa Smith（フィリパ・スミス）宛に、もしくは Eメールで BritanniaPartVII@tindallriley.com 宛に、可能な限り早急に反論の理由をお知らせください。または、+44 (0)20 7407 3588 までお電話ください。

敬具

Tindall Riley (Britannia) Limited

